

士別市過疎地域持続的発展市町村計画の概要について

1 本市過疎計画の策定経過

昭和 45 年にはじめて、「過疎地域対策緊急措置法」が制定され、全国において過疎地域振興の取り組みが開始されました。その後、本市においても昭和 55 年にはじめて過疎地域の指定を受けたことから、現在まで過疎計画を策定するなかで、地域振興等の取り組みを進めてきました。

- (1) 昭和 55 年度～平成元年度 過疎地域振興計画 (過疎地域振興特別措置法)
- (2) 平成 2 年度～平成 11 年度 過疎地域活性化計画 (過疎地域活性化特別措置法)
- (3) 平成 12 年度～令和 2 年度 過疎地域自立促進計画 (過疎地域自立促進特別措置法)

※ 過疎地域自立促進特別措置法については、平成 22 年、26 年、29 年にそれぞれ改正・延長となり、多くの地域で、令和 2 年まで引き続き過疎対策が実施されてきたところです。

2 新たな過疎計画（過疎地域持続的発展市町村計画）について

現行法の「過疎地域自立促進特別措置法」が、令和 3 年 3 月末で期限を迎え、新たに令和 3 年度から 12 年度までの時限立法として「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」が施行となったことから、本市においても、新法に基づく新たな過疎計画（過疎地域持続的発展市町村計画（以下「過疎計画」。）を策定します。

3 過疎地域の要件

過疎地域の要件は、市町村の「人口」及び「財政力」となっており、本市は、引き続き、下記の要件を満たす「過疎地域」として指定されています。

○ 見直しのポイント

- ① 長期の人口減少率の基準年の見直し（昭和35年→昭和50年）
- ② 財政力が低い市町村に対する長期の人口減少率要件の緩和（28%→23%）
- ③ 平成の合併による合併市町村の「一部過疎」の要件設定
（財政力指数は市町村平均（0.51）以下ではなく市平均（0.64）以下）
- ④ 現行法の過疎地域を対象に、長期の人口減少率の基準年（昭和35年）
の併用、「みなし過疎」の継続措置

4 過疎法の目的、過疎対策目標の追加

新たな過疎法では、過疎地域の自立促進から持続的発展へと目的が見直され、過疎対策の目標として、新たに「人材の確保・育成」「再生可能エネルギーの利用推進」等が追加となりました。

(1) 過疎法の目的

過疎地域の持続的発展を支援し、人材の確保及び育成、雇用機会の拡充、住民福祉の向上、地域格差の是正並びに美しく風格ある国土形成に寄与することを目的とする。

(2) 過疎地域の持続的発展のための対策の項目

- ① 移住及び定住並びに地域間交流の促進、地域社会の担い手となる人材の育成等
- ② 企業立地の促進や中小企業の振興、産業基盤の整備や農林漁業経営の近代化、観光振興等による産業の振興と安定的な雇用機会の拡充
- ③ 地域における情報化の促進
- ④ 道路その他の交通施設等の整備や交通手段の確保及び向上
- ⑤ 生活環境の整備、子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進、医療の確保、教育の振興による住民福祉等の向上
- ⑥ 基幹集落の整備及び適正規模集落の育成
- ⑦ 地域における文化の振興、再生可能エネルギーの利用推進

5 過疎法による支援措置

新たな過疎法においても、過疎対策事業債による地方債措置、国税の特例・地方税の減収補填措置などの優遇措置等が、旧法に引き続き実施されます。

○参考資料 過疎対策事業債対象事業について

産業振興施設等	○地場産業、観光、レクリエーションに関する事業を行う法人に対する出資 ○産業の振興を図るために必要な市町村道、農道、林道、漁港関連道 ○漁港、港湾施設 ○地場産業の振興に資する施設 ○中小企業の育成又は企業の導入若しくは起業の促進のために市町村が個人又は法人その他の団体に使用させるための工場、事務所 ○観光、レクリエーションに関する施設 ○産業の振興を図るために必要な市町村が管理する都道府県道 ○林業用作業路 ○農林漁業の経営の近代化のための施設 ○商店街振興のために必要な共同利用施設	厚生施設等 ○下水処理のための施設 ○一般廃棄物処理のための施設 ○火葬場 ○消防施設 ○高齢者の保健又は福祉の向上又は増進を図るための施設 ○保育所及び児童館 ○認定こども園 ○障害者又は障害児の福祉の増進を図るための施設 ○診療施設 ○簡易水道施設 ○市町村保健センター、母子健康包括支援センター
交通通信施設	○交通の確保を図るために必要な市町村道、農道、林道、漁港関連道 ○住民の交通手段の確保又は地域間交流のための鉄道施設及び鉄道車両並びに軌道施設及び軌道車両 ○電気通信に関する施設 ○交通の確保を図るために必要な市町村が管理する都道府県道 ○住民の交通の便に供するための自動車、渡船施設 ○除雪機械	教育文化施設 ○公民館その他の集会施設 ○公立の小学校、中学校及び義務教育学校並びに市町村立の幼稚園、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校 ○市町村立の専修学校、各種学校 ○図書館 ○地域文化の振興等を図るための施設 ○公立の小学校、中学校若しくは義務教育学校又は市町村立の中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の学校給食施設・設備 ○公立の小学校、中学校若しくは義務教育学校又は市町村立の高等学校、中等教育学校若しくは特別支援学校の教職員住宅
○集落再編整備 ○自然エネルギーを利用するための施設		
過疎地域自立促進特別事業 (いわゆるソフト対策事業)	○地域医療の確保、住民の日常的な移動のための交通手段の確保、集落の維持及び活性化その他の住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るため特別に地方債を財源として行うことが必要と認められる事業（基金の積立てを含む）	

6 過疎計画の構成

- (1) 基本的な事項（市町村概要、人口推移、財政状況）
- (2) 地域の持続的発展の基本方針
- (3) 地域の持続的発展のための基本目標（基本目標の評価に関する事項含む）
- (4) 計画期間 R3.4.1～R8(2026).3.31（5年間）
- (5) 公共施設等総合管理計画との整合
- (6) 各分野毎の計画 現況と問題点、対策、事業実施計画 ほか

7 士別市過疎地域持続的発展市町村計画のポイント

(1) 計画の策定にあたって

本市における過疎計画の策定については、過疎法に規定された目的や目標に基づき、「士別市まちづくり総合計画」をはじめとする各計画等によって示された課題やその対策について、地域の持続的発展をめざすための取り組みとして関連の大きいものを、本計画における対策として位置づけます。

そのうえで、今後、本市がまちづくりや過疎地域からの脱却に向けた取り組みを進めていくにあたり、行財政運営基盤の確保や交流人口の拡大といった視点を基本方針とします。

(2) 地域の持続的発展の基本方針

過疎計画に基づく取り組みを進めるうえでは、まちづくり総合計画に掲げる、まちづくりの基本理念である「地域力を高め、地域力で進めるまちづくり」を念頭に置き、以下の3つの計画の取り組みの基本方針として位置付けます。

- ① 士別市まちづくり総合計画
- ② 第2期士別市まち・ひと・しごと創生総合戦略
- ③ 財政健全化実行計画

(3) 地域の持続的発展のための基本目標

過疎地域の脱却に向けた持続的発展といった視点においては、人口などの社会増減に関することを目標とすることがのぞましいため、総合戦略に掲げる2025年度（過疎計画最終年度）交流人口の目標値を、本計画の基本目標とします。

※ 交流人口は、観光入込客数のほか地域間交流者数や合宿者数等を含む。

数値目標項目	基準値	基準年度	2025年 目標値
交流人口	334,312人	2018	460,000人